

公の施設の指定管理者の指定の件（資料館）

令和 5 年（2023 年）11 月 29 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称

札幌市資料館

2 公の施設の位置

札幌市中央区大通西 13 丁目

3 指定管理者

札幌市資料館運営共同事業体
(代表団体)

東京都千代田区三番町 2 番地

株式会社コンベンションリンクージ

代表取締役 平位 博昭

(構成団体)

札幌市中央区北 6 条西 22 丁目 2 番 7 号

株式会社東洋実業

代表取締役 横田 正弘

4 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(理 由)

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、資料館の指定管理者を指
定するため、本案を提出する。